

補助制度を活用して
地域公共交通を維持

妙高市在住の 高校生の 皆さんへ



妙高市は「経済的な負担軽減」や「地域公共交通の利用促進」を目的に、高校生が利用する公共交通機関(電車、バス)の**通学定期券**の購入費を補助しています。
さらに、「えちごトキめき鉄道(株)の通学定期券」に対する購入金額の一部を補助するメニューを追加します。

対象

市内に住所を有し、市内から高校などに通学する
高校生の保護者



補助 内容

- ①通学定期券(鉄道、バスなどの合算可)のひと月当たりの購入費が1万円を超える場合、超過分の2分の1を補助(100円未満切捨て)
 - ②運賃改定後の**えちごトキめき鉄道(株)**の通学定期券の購入費に対し、増額(令和7年10月1日からの改定)分の2分の1を補助(100円未満切捨て)
- ※3か月または6か月定期券の場合は、1か月の定期券の増額分の2分の1×購入月数を補助



申請 時期

通学定期券の**有効期間の開始日から当該年度末日まで**の間
※年度末に複数月をまとめて申請することも可能

《手続き方法や補助パターン例などは裏面をご覧ください》

令和8年度「妙高市高校生通学定期券購入費補助金」制度

問合せ先…妙高市 環境生活課 生活・交通グループ

☎0255-74-0032 ✉ kankyoseikatuka@city.myoko.niigata.jp

手続 方法



電子申請システムでの申請を原則とします

※市役所窓口での申請も可能
申請時には、学生証と通学定期券の
画像データ(窓口申請の場合は写し)が
必要です。なお、1か月単位で交付申請書
を取りまとめて、翌月に書類審査を行います。交付決定通知が
届くまで期間を要しますので、ご了承ください。



←電子システム
申請サイト

注意 事項



- ▶えちごトキめき鉄道の通学定期券を駅の券売機で更新購入する場合は、それまで使用していた通学定期券は回収されてしまうため、予めコピー(または写真)を取るなどしてください。
- ▶通学定期券の購入費に対して他の補助金の交付を受ける場合は、この制度による補助金の交付対象外となります。

《②の具体的なパターン例》

- ▶有効期間が令和8年4月～9月末までの **新井駅⇄高田駅** 間の6か月定期券を購入した場合、
運賃改定前の購入費:1か月定期運賃5,020円(1円未満切捨て)…④
運賃改定後の購入費:1か月定期運賃5,920円(1円未満切捨て)…⑤
- ▶1か月当たり補助金額:
 $(⑤ - ④) \times \text{補助率} 1/2 = (\text{改定前後差額} 900 \text{円}) \times 1/2$
 $= 400 \text{円}(100 \text{円未満切捨て})$
- ▶補助金額(交付額):400円 × 6か月 = **2,400円**

《①・②補助メニュー共通の取扱事項》

- ▶①メニューと②メニューの両方のメニュー要件を満たす場合は、金額が高いほうを採用して補助します。ただし、ひと月当たりの補助上限額は2万円です。
- ▶何月分の定期券として取り扱うかの考え方は次のとおりです。
例Ⅰ…有効期間が4月12日～7月11日なら、4～6月分
例Ⅱ…有効期間が9月17日～12月16日なら、10～12月分
※有効期間の開始日が、その月の15日以前なら当月分として取り扱い、
16日以後なら翌月分として取り扱ってください。



←妙高市ホームページ
補助金専用ページ



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
妙高市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。
Myoko City supports sustainable development goals.